

切り開かれた地平の上に、 全市民的な法制化運動へ

市民会議の設立に至る経過と活動方針について

菅野正純（協同総合研究所）

「協同労働の協同組合」への合意 と共感の大きな広がり（経過）

「労協法制定推進本部」ということで日本労協連を中心に活動してまいりましたが、それだけでは不十分であるということは、当初から認識されていました。

《好きな一致点をつくりだした「協同労働の協同組合」提起》

それを全市民的な活動にどう発展させていくのかということで、昨年9月には、イタリア、イギリス、欧州労働者協同組合連合会から代表をお招きして国際シンポジウムを開催致しました。

そして今年に入って5月19日には、法制化のための「市民研究会」を開催し、そこでこの法律の根本的な性格を、「市民事業を促進する協同労働の協同組合」というふうに提案を致しました。働く人自身が出資をし、経営と労働を責任を持って担いながら、コミュニティの問題を事業を通じて解決していく、そういう協同組合ではないかということ提起しましたところ、参加されていたワーカーズ・コレクティブの代表の方を含めて、「一緒にやれる」という方向が確認をされま

した。

そのことに確信をもって7月20日には、「市民会議」の準備会を開催して、本日に至りました。

残念ながらワーカーズ・コレクティブ総体としては、合流するというふうには、まだ至っていません。しかし、いろいろな形で協力をしていこうという働きかけを強めていますし、今日も『ワーカーズ・コレクティブ法をつくろう』という、出来立てのパンフレットを200冊届けていただきました。いろいろな形で今後も協力関係を追求して行きたい。また、明日の「ワークショップ」では、ワーコレの代表の方も、ワーコレ法案について発表していただくという形で、オープンに議論を発展させていきたいと思っています。

《協同労働の協同組合に対する共感と協力の広がり》

この間の成果の二番目としましては、協同労働の協同組合に対する共感と協力関係が、大きく広がってきたことです。

とりわけ大学生協連は、理事会の決定において、この法制化の推進に賛同するということと、全国各地で大学生協と協同労働の活動を担っている人びととの交流を進めていこうということを決議していただきました。

また、本日お見えですけれども、全日本民
 医連でも、非営利・協同活動への共感を寄せ
 いただいていますし、また東京商工会議所
 がつくっています「生活・福祉環境21」の川
 村専務も市民会議設立の呼びかけ人になっ
 ていただくというように、いろいろな面からの
 協力関係が広がろうとしています。

《各政党 官庁や自治体からの関心とつながり
 の進展》

第3には、政党・議員への働きかけですが、
 手探りの状態から出発して、いま少なくとも、
 この法案に共感を寄せていただき、核と
 なって進めていただけるような先生方とのパ
 イプが各党の中でつくられてきたということ
 も、まだ端緒的ではありますが、たい
 へん大きな成果であると思っています。

とりわけ自民党の労働関係の先生方が「推
 進していこう」というように手を挙げていた
 だいていますし、また、社民党は、国会の中
 での勉強会を、農業の再生や商店街の問題と
 いうところから進めていただいています。

第4番目に、各官庁や自治体からの注目が
 強まっていることです。とりわけ、商店街の
 危機的な状況という問題を一つの焦点としな
 がら、労働者協同組合を活用していく方向性
 が通産省や自治体の中に芽生えてきているこ
 とでございます。

《時代をつくりかえる熱い思いの結集》

最後に、この間の5番目の成果として、先
 日の朝日新聞の社説にもありましたし、何よ
 りもこの市民会議設立に向けての「呼びかけ
 人の一言」をお願いしましたところ、本当に
 この法制化が、今の閉塞した日本の状況に風

を吹かしていく、そういう大きな意味を持っ
 ているのではないかという、熱いメッセージ
 が次々と寄せられています。

「労働の歴史の新しい1ページを開くもの
 である」(田中恒子氏)「働く人の主体性を体
 現するような企業形態」ではないか(向井清
 史氏)。さらには、それぞれの実践の観点か
 ら、「障害者の労働参加を支援するような協
 同組合法がほしい」(斎藤縣三氏)「福祉社会
 を創造するためには、サービスを提供する人
 も、利用する人も、コミュニティの人びとも
 参加するような、マルチステイクホルダー
 型の『社会連帯協同組合』を、この法制化を
 契機に進めていくことが重要ではないか」
 (鈴木勉氏)といった点が述べられています。
 宮本憲一先生は、「21世紀に『協同経済』をつ
 くりだしていく」という問題を提起されてい
 ます。協同総研の前理事長の杉本さんは、「こ
 れまでの協同組合人生に賭けて、協同労働の
 協同組合の実態形成と成功に力を尽くした
 い」とおっしゃっていただきました。

そういう点で、この法制化の取り組みは
 「先が見えない」という出発点でしたけれど
 も、ようやくここに来て、これから乗り越え
 ていくべき山の全貌が見えてきた。その麓に
 われわれは到達したということだろうと思
 います。決して頂上がいま見えている、今にも
 法制化が実現する状況であるとは、考えてお
 りません。しかし、この熱をこめた、時代を
 つくりかえていくというような、そうした共
 感の広がりということの中に、必ず法制化が
 実現できる、という確信を持つことができま
 した。

そのことを踏まえながら、本当に全市民的
 な取り組みにどう発展させていくのかという
 ことが、この市民会議に課せられた課題だろ
 うと思います。

活動方針 1

学び・話し合い・知らせる活動を地域から

具体的に活動方針として、3点提案させていただきます。

協同労働の協同組合とその法制化について、学び・話し合い・知らせる活動を地域から広げていくということが、第1点です。

1万人の会員を募り、地域組織を確立していくことが第1点ですし、2番目には、協同労働の協同組合やその法制化の意義・内容を、とりわけこの法律によって何をしようとしているのか、どういう可能性が開けてゆくのかということをお互いがイメージを持って共有できるような学習会・研究会・ワークショップ・懇談会、あるいはまた「協同労働の協同組合への招待」の講座といったことを展開していきたいと思えます。

事務局においては、ニュースやホームページの立ち上げ、わかりやすい、簡潔なパンフレットを作成していくといったことに努めます。

何よりも実質的には協同労働の形で事業を営んでいる人びとが、日本の各地に増えています。その人びとが自分たちのあり方は「協同労働の協同組合」ではないか、そこに向かって一歩進めていこうというような、大きな流れを展開していきたいと思えますし、学生や若者たち、働きがいのある労働のあり方を求めている人たちに大きくアピールしていきたいと思えます。

活動方針 2

法案づくり・政策づくりを広範な人びとの参加で

2番目には、法案づくり・政策づくりを、幅広い人びとの参加で進めるという課題でございます。この法案をめぐって、いろいろとまだたとえばワーカーズ・コレクティブの間には意見の違いも存在します。ただ「自発的な協同労働」しかも「コミュニティに貢献する」という根本的な命題においては、大きく一致していると思っております。

そういったことを踏まえながら、この法律が既存の組織の都合のためにつくられるというものでは全くなくて、現に協同労働的な仕事を進めている人たちや、これからそういう道を選択したいという人たちが、権利としてそういう道を選択できる、そうした社会的な基盤として、制度的なインフラストラクチャーとして確立するという観点に立って進めていきたいと思えます。「法制化の位置づけ」という点での普遍性」ということでございます。

協同労働を進めている人の中にも、小規模の直接民主主義的なやり方で労働したいという人と、大規模に発展させていかなければ力は得られないという、両方の考え方がありうるだろうと思えます。さまざまな協同労働がそれによって可能になるような、包括的な、柔軟な「協同労働の協同組合法」をつくりあげていく、そうした「法律の内容における普遍性」を追求したいと思えます。

何よりも、それによってどのような政策

日本社会がいま求めている政策課題の実現が可能になるのか、という「政策的な普遍性」。

こうした三つの普遍性を踏まえながら、法案の最後の練り上げを進めていきたいと思えます。

その点で、「呼びかけ人の一言」にもありますように、「失業・倒産・リストラに対する働く者の側からの、新しいルール作りの対案」をどう進めるかといったことや、「女性や高齢者、障害者の仕事おこしを支援する形はどういうものか、「商店街や地域の再生」「農業・農村の再生」といった、あらゆる問題に応用可能な政策の内容づくりを、この法案の検討とともに進めていきたいと思えます。

活動方針 3

中央、地域・地方からの政治と行政への働きかけ

最後に、そうした全国的・全地域的な取り組みを背景にしながら、中央、地域・地方の両方から、政治と行政への働きかけを強めることを提案させていただきます。

この間の加藤（紘一）さんの反乱劇はあっけなく終わってしまいましたけれども、日本の政治が変わろうとしても変わらない、「拡大型経済」というものが終わりを告げて、政治の課題が根本的に変わっているにもかかわらず、日本の政治が変わることができない、という実態を明らかにしただろうと思えます。

何よりも、働く人びと＝市民の側が運動と政策提案を通じて、日本の民主主義を本当に確立していくということが求められているであります。

とりわけ大事なのが、自治体レベルでの議員さんや行政への働きかけを、介護の問題を含めて実践的に進めながら、「協同労働の協同組合法が必要である」ということを地域の段階から共感を広げて、参議院選挙などを焦点として、中央の政治に対して市民のイニシアティブを強力に展開していきたい。このことをご提案して、経過と活動方針についての報告とさせていただきます。

人間らしい労働を社会の大きな力に

高柳新
全日本民主医療機関連合会 会長

私どもの組織は、医療と介護を中心とした仕事をしており、現在、院所・施設は一四五〇カ所強、職員数四万八千人、出資は二七十一万人へ到達しています。

これまでは「働く人々の命と健康を守る」とに徹して、仕事をしてまいりましたが、今年二月の総会で、もうひとつ「安心して住み続けられるまちづくり」にも力を出していこうと決議しました。

労働者協同組合の実践等も学び、われわれも本当に人間らしい労働や非営利・協同を中心とした新しい社会に、もっと開かれた形で貢献していけたらと思うようになりました。

私自身も昨年モンドラゴンに行き、強い衝撃を受けて帰ってまいりました。「資本に対する労働の優位」「地域社会への貢献」「次の世代への教育」ということに成功している地域があるということに、「絶望からの脱却」が見えたような気がしました。

この「協同労働の協同組合」法制化をめざす市民運動が、二一世紀の人間らしい社会へ向けて、ひとつの大きな力になることを心から期待いたします。ご挨拶いたします。がんばりましょう。